

尾道市栗原町六〇〇六番地一、寺本真一外二名の請求に係る監査を執行し、平成二十六年三月二十四日に広島県知事に行った勧告に対して、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十二条第九項の規定により、広島県知事から、勧告に基づき講じた措置について通知があったので、同項の規定に基づき措置の内容を公表する。

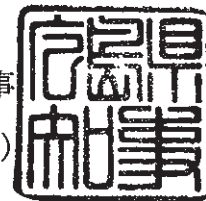
平成二十六年五月二十六日

	広島県監査委員	佐々木 弘 司
同	宮 政 利	
同	高 橋 義 則	
同	佐 藤 均	

平成26年5月23日

広島県監査委員 様

広島県知事
(財政課)



勧告に基づき講じた措置について (通知)

平成26年3月24日付け広監委第85号で勧告のあった、一級河川芦田川水系八幡川河川改良工事に係る措置請求について、別紙のとおり措置を講じたので通知します。

勧告に基づき講じた措置について

平成 26 年 3 月 24 日付け広監委第 85 号で勧告のあった一級河川芦田川水系八幡川河川改良工事（以下「本件工事」という。）に係る措置請求に対して、地方自治法第 242 条第 9 項の規定に基づき、次のとおり必要な措置を講じたので通知します。

1 措置の内容

請負業者 A 社に対し、本件工事における未施工部分の額を精査した結果 16,969 円及び県が大型土のう袋の一部 54 個の撤去に要した費用 1,884,444 円との合計額 1,901,413 円について債務不履行に基づく損害賠償請求を行った。

2 請求年月日

平成 26 年 5 月 19 日

3 納入期限

平成 26 年 6 月 2 日